

公共事業をめぐる合意形成の場のあり方

吉田 正人*

要 約

ダム、堰などの公共事業にあたって、川辺川ダム、長良川河口堰、千歳川放水路など、途中段階でその必要性や環境影響が問題となり、大きな社会問題となる事例が増えている。そのため、公共事業の計画段階から、市民の意見を聞き、整備計画を策定するというプロセスが、1997年に改正された新河川法等に盛り込まれるようになった。2001年に国土交通省近畿地方整備局に設置された淀川水系流域委員会は、学識経験者ばかりでなく流域住民の意見を反映させた河川整備計画づくりのモデルとして注目された。しかしこのような公共事業をめぐる合意形成の場に関して、再び暗雲が立ち込めている。2006年秋、国土交通省は淀川水系流域委員会の中止を決め、利根川流域に関しては淀川流域のような協議会方式ではなく、学識経験者、流域住民、地元首長などから別々に意見を聞く機会を設けるというヒアリング方式で河川整備計画づくりを行うことを発表したからである。

本稿では、公共事業にあたって、計画段階または途中段階で住民参加の合意形成の場を設置した5カ所の事例を検証し、公共事業をめぐる合意形成の場の成立要件、合意事項の事業計画への反映の成否などを分析することによって、合意形成の場のあり方に関する今後の課題を抽出することを試みた。

キーワード：公共事業、住民参加、合意形成、円卓会議、流域委員会

はじめに

公共事業の実施にあたって、事業者のみで進めるのではなく、計画段階から住民合意や市民参加を求めるという考え方が定着したのはごく最近のことである。1997年に改正された河川法には、河川整備計画の策定にあたり学識経験者の意見の聴取、住民意見の反映、地方公共団体の首長の意見の聴取をするという条文が盛り込まれた（河川法第16条）。また、河川事業を含むすべての国土交通省所管の公共事業についても、2003年5月に「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン（案）」が発表されている。

このような公共事業の構想・計画段階における

住民合意、市民参加が求められるようになった背景として、1990年代後半に環境影響が大きく事業効果のうすい公共事業に対する厳しい国民の批判と、国債発行に頼った赤字財政の健全化が求められる声があったことは間違いない。一方、事業者としても、工事を開始してから、計画見直しを行うなどの手戻りを防ぎ、コストの縮減に取り組む必要性から、計画段階における住民合意が重要という認識にいたった。

しかし公共事業における合意形成の場のあり方に関しては、2001年から始まった淀川水系流域委員会が「ダムは自然環境におよぼす影響が大きいことなどのため原則として建設しない」（淀川水系流域委員会2003）という提言をまとめたのに対して、国土交通省は2005年に淀川流域5ダムの建設方針を淀川水系流域委員会に諮らずに決定し、2006年には淀川水系流域委員会の中止を発表するなど、いまだに試行的段階にある。

2006年11月30日受付

* 江戸川大学 ライフデザイン学科教授 保全生態学

そのため、これまでの公共事業をめぐる合意形成の場の事例を分析し、合意形成の場の成立要件、検討結果の事業計画への反映の可否など、今後の合意形成の場づくりに必要な課題を抽出した。

1. 公共事業をめぐる合意形成の場

1995年以降に開催された公共事業をめぐる合意形成の場の事例から、(1)長良川河口堰円卓会議、(2)千歳川流域治水対策検討委員会、(3)愛知万博検討会議、(4)淀川水系流域委員会、(5)三番瀬再生計画検討委員会の5例を取り上げ、その成立の背景、委員構成、会議の運営、住民意見の反映、検討結果の事業計画への反映、などについて検討した。調査方法としては、会議記録の分析のほか、必要に応じて参加した委員に意見聴取を行った⁽¹⁾。

(1) 長良川河口堰円卓会議

長良川河口堰は、1959年の伊勢湾台風の被害を受けて河口ダムを建設するという構想から始まった。1963年には木曾三川資源調査(KST)が行われ、1965年には中京工業地帯への工業用水の利水開発を含む木曾川水系水資源開発計画が策定された。1968年には、治水(浚渫)とそれに伴う海水遡上の防止、工業用水等の利水の両方を目的とした河口堰の基本計画が閣議決定された。ほぼ同時期に計画された利根川河口堰が漁民の反対にもかかわらず1971年に完成したのに対して、長良川河口堰は流域の漁業協同組合の強い反対に会った。1973年には河口堰建設差し止め訴訟に26,000人が原告として加わるマンモス訴訟が提訴され、治水効果や魚貝類への影響に関する論争が行われた。1974年には市民が加わった長良川河口堰に反対する市民の会が発足したが、1988年に最後まで反対を貫いた三重県の赤須賀漁協が建設に同意し、1989年に河口堰建設に着工すると、長良川河口堰建設に反対する会(開高健会長)など作家、俳優、ジャーナリスト、弁護士などを含む全国的な反対運動が展開された(日本自然保護協会2002)。

1994年に長良川河口堰が完成し試験湛水が始

まると、五十嵐建設大臣(当時)が反対派と話し合いを持ち、1995年に「長良川河口堰に関する円卓会議」が開催されることになった。これは膠着した成田空港問題を解決に導くため、1993年から1994年まで開催された成田空港問題円卓会議方式に倣って開催されたもので、1995年3月から5月の間、中部地域の学識経験者3名⁽²⁾が交代で座長をつとめ、事業を推進する建設省、水資源開発公団、事業に反対する漁民、市民団体が出席し、防災、環境、水需要、塩害の4テーマについて討論した。

長良川河口堰円卓会議は、すでに完成してしまった河口堰の運用の是非をめぐる、運用直前に一度立ち止まって、その事業効果、環境影響などを検討したという点では、画期的なものであった。しかし、円卓会議がはじまってわずか2ヶ月後、野坂建設大臣(当時)は「長良川河口堰円卓会議は一定の成果はあったが、一定の成果以上に詰まらなかった」として河口堰の本格運用開始を宣言した(1995年5月22日大臣会見)。このため、長良川河口堰円卓会議の議論は、事業計画には生かされず、むしろ事業推進のための免罪符的な役割を担わされたという批判もある。

長良川河口堰円卓会議が、公共事業をめぐる合意形成の場として機能しなかった理由としては、①工事が完了し、あとは運用を開始するばかりという段階で開かれたものであったため、運用を中止するという選択肢は最初から可能性が薄かった、②円卓会議の結論が出るまで運用は行わないという担保がとられていなかった、③建設省が事務局となったため、円卓会議の継続・中止の判断が建設大臣にゆだねられた、④座長が交代制であり、出席者もテーマによって異なるため、円卓会議の結論を誰がどのようにしてまとめるかが曖昧であった、などの点があげられる。

長良川河口堰円卓会議は、結果から判断すれば失敗だったといえるかもしれないが、建設省の担当技術者が円卓会議を通じて、河口堰反対を主張する住民の意見を直接聞いて、公共事業において計画段階で住民合意をとる必要性を強く認識した点で、後の淀川水系流域委員会などに反面教師と

して影響を与えたといえる。

(2) 千歳川流域治水対策検討委員会

千歳川放水路は、石狩川支流の千歳川の洪水を長さ 38.5 km の放水路を建設して太平洋に流すという、治水を主目的とした北海道開発局の公共事業である。1975 年の千歳川水害をきっかけに計画されたが、洪水時の放流によるホタテやホッキ貝への影響を懸念する太平洋側の漁民や、1991 年にラムサール登録湿地となったウトナイ湖への影響を懸念する自然保護団体などの反対によって、計画は足踏みを余儀なくされた。とくに 1993 年に釧路で開催されたラムサール条約締約国会議において、千歳川放水路計画の問題が取り上げられたことは、この公共事業がもたらす湿地生態系への影響について世界の関心を集めることになった（日本自然保護協会 2002）。

1997 年に北海道開発庁は、北海道庁に対して住民合意が得られる治水対策の検討を依頼し、同年 9 月に千歳川流域治水対策検討委員会が設置された。この委員会は、当初自然保護団体等の利害関係者を含めた円卓会議形式で企画されたが、あくまでも千歳川放水路を選択肢から除外した治水対策を求める自然保護団体は円卓会議に加わることを拒否した。その結果、千歳川流域治水対策検討委員会は、道内の学識経験者⁽³⁾を中心とした第三者委員会という性格を持った委員会としてスタートすることになった。

千歳川流域治水対策検討委員会は、放水路推進の農民、放水路反対の漁民、自然保護団体の意見を、公聴会形式で聴取することによって、事業の効果や環境への影響を客観的に判断することに努めた。これによって、利害関係者の委員会への信頼が生まれ、途中からは農業団体、自然保護団体などから 9 人の委員を加えた拡大委員会形式（円卓会議形式）がとられるようになった。これによって、意見交換会・公聴会形式などに比べて、利害関係者の意見交換が格段に図られ、これが委員会の結論に少なからぬ影響を与えた。なお、最終的な結論は拡大委員会ではなく委員会の権限として保持された（角 2002）。

千歳川流域治水対策検討委員会は、1999 年 6 月、「千歳川放水路案を検討に含めない総合治水対策を優先する」という報告を北海道知事に提出した。これには、1997 年に河川法が改正され、治水、利水に加え水質、景観などを含む環境の維持が、河川整備の目的に加わり、河川審議会において、洪水をダムや堤防で閉じ込める河道主義から、堤防を越流することも想定した河畔林の整備など、総合治水の考え方が認められてきたという背景がある（日本自然保護協会 2002）。

千歳川流域治水対策検討委員会が高く評価される背景として、①委員会に利害関係者を含まない第三者による公正な審判機関として機能したこと、②委員会が利害関係者の主張をじっくりと聞く姿勢を見せて拡大委員会の開催につなげたことで円卓会議としての役割も果たしたこと、③事業計画段階であったため放水路中止を選択肢に含めることが可能であったこと、④事業者である北海道開発局ではなく北海道庁が主催者となったこと、などがあげられる。

(3) 愛知万博検討会議

2005 年に愛知県瀬戸市・長久手町で開催された愛知万博を、公共事業に分類するのは間違っているかもしれない。しかし当初は、愛知万博の跡地に 2,000 戸 6,000 人が住む新住宅市街地開発事業と都市計画道路がセットで計画されていたこと、住宅・道路計画が中止され自然保護団体や住民団体を含めた検討が行われ万博が開催されたことを考えると、ここで合意形成の場の事例としてとりあげることはあながち無駄ではないと考える。

愛知万博の誘致と住宅建設計画は、1988 年から計画されていたが、政府として正式に立候補を決定したのは、1995 年の閣議においてであった。瀬戸市南東部にある海上の森と呼ばれる里山がその会場とされたが、地元の自然観察団体によって、この地域が東海地方固有の動植物の生息生育地であることが明らかにされた。そのため、閣議決定の際、重要な湿地が分布する地域を会場に含めないこと、環境アセスメントを適切に実施することが求められた。1997 年の国際博覧会（BIE）総会

の投票で愛知での開催が決まった後、1998年から環境影響評価法を先取りする環境アセスメントが実施されたのはこのような理由による。しかし環境アセスメント調査が進むにつれて、海上の森の生態学的重要性が明らかになる。とりわけ万博会場予定地の北部に、種の保存法の指定種となっているオオタカの営巣が確認されたことがきっかけとなり、万博のメイン会場は長久手町の青少年公園に移ったが、住宅開発を行うという計画は変わらなかった。

日本自然保護協会、日本野鳥の会、WWFジャパンの3団体は、1999年に国際的な自然保護団体に海上の森の重要性と万博・住宅開発の問題点を訴えた結果、BIEは日本政府や愛知県、博覧会協会に対して、万博計画と一体となった公共事業を見直すことを求めた。2000年には通産大臣、愛知県知事、博覧会協会会長の三者合意として、①新住宅市街地開発と都市計画道路の中止、②海上の森南地区における万博の開催、③海上の森の博覧会後の跡地利用の再検討が発表された。これに対して3団体は、住宅・道路計画の中止は評価するが、海上の森南地区の会場計画は一方的な決定であり納得できないとして、事業者と自然保護団体が対等の立場で話し合える協議の場の設置を求めた(吉田2005a)。

通産省、愛知県、博覧会協会と3団体による話し合いの結果、28名の委員⁽⁴⁾による「愛知万博検討会議」の設置が決まり、5月下旬から12月まで合計13回の会議が開催された。とくに、第1回(5/28)から第8回(7/24)に海上の森会場計画でおおむね合意するまでは、2ヶ月間に8回(ほぼ週1回)というペースで議論が行われた。博覧会協会はこれをもって、9月にBIEに博覧会登録申請を行い、12月のBIE総会で計画が認められた。第9回以後の検討会議は、海上の森会場が最小限の面積となったためメイン会場となった青少年公園会場に関する議論が主となり、第13回(12/21)には、①海上の森会場のモニタリング、②検討委員会案のフォローアップ、③海上の森の長期的保全活用の検討、④市民参加の万博を推進するための検討のそれぞれの場を作ることを

決めて検討会議を解散した(永安2005)。

愛知万博検討会議が合意形成の場として成功であったかどうかは議論の分かれるところであるが、海上の森への影響を最小化した博覧会計画という自然保護団体の主張からすれば、短期間にベストに近い計画に合意できたといえるだろう(ただし、海上の森会場だけに限定した議論にしたい事業者側と、すべての会場計画を議論の対象としたい自然保護団体側との折衷案として「海上地区を中心として」という副題がついたためにメイン会場である青少年公園についての議論は不十分であったことは否めない)。

谷岡委員長は、検討会議が合意形成にいたった理由として、『人』と『システム』という要素を考えるなら、検討会議の合意は圧倒的に『人』の要素がもたらしたものである」と評価しながら、以下の7つをシステムとしての要素として評価している(谷岡2005)。①6者(事業者3団体と自然保護3団体)による協議の場の枠組み合意⁽⁵⁾ができていたこと、②委員の選出を地元団体自身の手に乗せたこと、③委員長が選挙によって選出されたこと、④会議の公開によりマスコミを含め広い関心を集めたこと、⑤会議を3時間以上とし議論の時間を確保したこと(2時間では事務局の説明と質疑で終わってしまう)、⑥席順を50音順として異なる立場の委員どうしが話しやすくしたこと、⑦期限をきった議論により緊張感・連帯感が生まれたことである。これを補うため、第5回(6/26)と第6回(7/12)との間に、オープンカフェと呼ばれるワークショップが開かれ、そこの議論をもとに委員長試案が作成された。海上の森会場に関しては3つの案が比較検討され、そのうちもっとも海上の森に影響が少ない西地区案が採用された。オープンカフェは、期限が限られている中で合意形成を図るために有効に機能したが、一方でこれに出席した委員と出席しない人との間でギャップが生まれ、地元自然保護団体選出の委員が選出母体のグループと異なる意見を支持したと非難され、委員を辞任せざるを得なくなる事態も生じた。

愛知万博検討会議が万博に関するすべての日程

を止めてまで合意形成を優先することができたのは、BIE から自然保護団体との合意形成を優先すべきとの外圧があり、それをクリアしない限り登録できなかったことが背景にある。そのため、2002年12月に登録が完了すると、各省からの出向で構成されていた博覧会協会の合意形成を尊重する姿勢は大きく後退した。愛知万博検討会議を、合意形成の事業への反映という点から評価すれば、海上の森会場計画という点ではほぼ合意どおりにすすめられたが、市民参加の万博あるいは環境万博という点については「三步進んで二歩さがる」（谷岡 2005）と評されるような状態となった。海上の森会場計画のモニタリングについては、会場計画ができあがってしまうと自然保護団体の要望を受けて年1回開催されるのみとなったが、博覧会が終了し会場を撤去するまでモニタリングするという姿勢は貫かれた。海上の森の保全・活用については愛知県が別途協議の場を設け保全・活用計画を立案し、2006年に県議会を通過した県条例によって、海上の森全体を保全・活用し、そのうち生態学的に重要な地域は県の自然環境保全地域に指定された。

愛知万博検討会議が合意形成の場として評価できる点は、①事業をいったん止めて合意形成を優先した、②地元委員の人選を地元団体の話し合いに委ねた、③委員長を選挙によって選んだ、④会議の完全公開（インターネット中継によって全国の人ガリアルタイムに傍聴できるようにした。議事録・配布資料は博覧会協会のホームページで閲覧できるようにした）、⑤合意事項の実効性を担保するため後継組織を作って解散した、という点であろう。

一方、課題が残った点は、①合意形成の範囲が海上の森会場計画に限定された、②短時間に集中した議論を行ったため記憶が途切れない反面、じっくり考える余裕がなかった、③オープンカフェの議論に参加した人と参加できなかった人でギャップが広がった、④委員以外の市民の意見を反映させる時間や機会が十分でなかった、⑤後継組織を作って解散したものの、合意事項の実効性担保はそれぞれの後継組織によってまちまちであった、

などであろう。

(4) 淀川水系流域委員会

河川法の改正にともない、河川整備計画の策定にあたり、学識経験者や地元首長だけでなく、流域住民の意見を反映させる手続きが必要となった。しかし流域住民の意見の具体的な反映方法は、地方整備局に委ねられている。

長良川河口堰問題にかかわり、近畿地方整備局淀川工事事務所長（後に河川部長）に異動した宮本博司開発調整官は、淀川水系における河川整備計画づくりを新河川法の住民意見反映のモデルとしたいと考え、淀川水系流域委員会の設置に取り組んだ。

2000年7月に発足した淀川水系流域委員会準備会は4名の学識経験者⁽⁶⁾で構成され、2001年1月に淀川水系流域委員会の規約案、組織、委員、規模、期間、公開原則、庶務などの重要事項を決めて、近畿地方整備局長に答申した。答申には、委員名簿案も添付されており、これにもとづいて22名の委員会委員が選ばれた。

2001年1月に発足した第1期淀川水系流域委員会は、22名の委員会委員のほか、19名の淀川部会委員（うち6名が委員会と重複、以下同じ）、17名の琵琶湖部会委員（9名）、12名の猪名川部会委員（2名）、のべ53名によって構成された。委員長は、準備会座長を務めた芦田和男氏が就任した。委員構成において特筆すべきは、河川法第16条の2第3項に規定される学識経験者からの意見聴取の場である流域委員会に、流域住民からの公募委員を「地域に詳しい委員」として委員に加えた点である。そのため会議では、市民の素朴な疑問が取り上げられることになり、学識経験者委員も河川工学の専門ではない市民にわかりやすい言葉で説明しなければならなかった。愛知万博検討会議では、事業者サイドの委員、学識経験者の委員、市民団体の委員が、それぞれ「行政語」、「アセス語（専門語）」、「市民語」を話し、互いの言葉が通じるようになるまで時間がかかった（島津委員発言）が、淀川水系流域委員会では学識経験者も市民がわかる言葉で話すことが求められた

のである。

会議は完全に公開で行われ、配布資料も公開された。また会議の中では、委員だけではなく、傍聴者にも発言の機会が与えられた。淀川水系は、滋賀、京都、大阪、奈良、三重、兵庫などにまたがる広大な流域であるため、傍聴にこれならない市民のために、配布資料や議事録は、ニュースレター、インターネット等で誰でも入手できるようにした。

淀川水系流域委員会ではユニークな試みとして、行政が事務局を担当するのではなく、民間企業⁷⁾に会議の庶務を担当させ、費用は行政が出すが、指示は委員長が行うと決めたことである。このように情報公開と中立な運営を徹底したことで、淀川水系流域委員会の透明性が増した。

委員として参加した市民委員は、行政による市民参加のアリバイづくりになってしまうのではないかと懸念した人もいたが、第2回委員会において、水野河川部調査官が「最終的に河川整備計画に位置づけられなかった事業は実施しない。河川整備計画の策定段階では、新たな段階には入らない」と発言したことで、委員会への信頼が高まった。

2003年1月、第1期淀川水系流域委員会は、国の社会資本整備審議会が河川整備基本方針を決定するのに先立って、「新たな河川整備をめざして—淀川水系流域委員会提言」をまとめてその任期を終了した。この中でダムについて、「自然環境におよぼす影響が大きいことなどのため原則として建設しないものとし、考えるすべての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないことが客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合に限り建設するものとする」（淀川水系流域委員会2003）という画期的な提言が行われた。この文書の合意が得られるまで、複数案の表現をめぐってさまざまな議論が行われ、その議論の過程で委員間の相互理解がすすんだ。一方で、この表現はダムを全面否定していないにもかかわらず、流域委員会が「脱ダム宣言」を出したという誤解が流布することになり、ダム事業者やダム推進派の首長から、流域委員会という合

意形成システムへの警戒感が高まっていった。

第2期淀川水系流域委員会（2003年1月～2005年1月）では、「淀川水系流域委員会提言」を受けて、近畿地方整備局が河川整備計画基礎素案を示し、それに対して委員会が注文をつけるという形がとられた。これに対応するため、第1期淀川水系流域委員会の地域別部会に加えて、環境・利用、治水、利水、住民参加の4つのテーマ別部会が設置された。また、2003年11月～2004年2月には、大阪、京都などにおいて、淀川の河川利用について、市民参加の円卓会議（住民対話集会）が開催され、主催者側が依頼したファシリテーターによって活発な意見交換が行われた。

ダムに関しては、事業者側から具体的な計画見直し案が提示されるとともに、個別のダムごとにワーキンググループが設置され、川上ダム、丹生ダム、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム、余野川ダム、琵琶湖の水位調整などテーマごとに検討が行われた。その結果、2003年12月、2004年12月の2回にわたって淀川水系流域委員会は、天ヶ瀬ダムを除く4つのダムの「中断を継続」すべきであるとの結論を出し、その任期を終了した。

これに対して、2005年7月、国土交通省は淀川水系流域委員会への連絡もなく、大戸川ダム、余野川ダムの2ダムは中止、川上ダム、丹生ダムは規模縮小ながらも事業継続とするとマスコミに発表した。これに対して、第3期淀川水系流域委員会⁸⁾は、「流域委員会と近畿地方整備局との相互努力のもとに河川整備計画案を検討し、生成発展させてゆくという新しい計画策定の手順と新しい審議の形についてのルールを無視するものであるとともに、相互の信頼関係を著しく損なうものと言わざるを得ず、きわめて遺憾なことである」とする委員長声明を発表した。一方、2006年7月の滋賀県知事選には、淀川水系流域委員会委員の嘉田由紀子氏が立候補し、丹生ダムを推進する国松知事を破って当選した。

2006年10月、国土交通省は淀川水系流域委員会を休止すると発表。11月には、利根川流域河川整備計画の策定にあたって、淀川方式の流域委員会設置を求める市民団体の意見を無視して、学

識経験者、流域住民、流域自治体の長に別々に意見を聞くヒアリング方式をとることを発表した。

淀川水系流域委員会は、国土交通省が河川整備の計画段階で住民参加の合意形成をめざした画期的な試みであった。一方で、事業計画への反映という実効性の面からは、余野川ダム、大戸川ダムの2ダムは中止されたものの、川上ダム、丹生ダムは流域委員会の結論に反して継続され、流域委員会のような合意形成のための協議の場の設置そのものが否定されることになった。

淀川水系流域委員会の合意形成の場としての特徴を再度確認すると、①準備会議において会議の組織、委員の選出、会議の公開などについて枠組みを作ったこと、②学識経験者で構成される流域委員会に公募市民を地域に詳しい委員として加えたこと、③国が河川整備基本方針や河川整備計画案を示す前に、新たな河川整備への提言をまとめたこと、④国が事務局をするのではなく、民間企業に庶務を委託する方針をとったこと、⑤会議を完全公開し、配布資料、議事録などをすべてをインターネットで読めるようにしたこと、⑥市民参加による円卓会議（意見交換会）や地域の意見を聞く会など委員会の外の意見を聞く機会を確保したことなどであろう。なお④、⑤、⑥については、同時にコストの増大を招き、2001年から2006年の5年間でかかった会議運営費は21億円にのぼった。

淀川水系流域委員会がなぜ実効性を担保できなかったかについては、今後の分析が必要になる。前述の水野調査官の発言のように、当初は事業計画への反映は担保されていたのだが、国土交通省側のなんらかの事情の変化により、実効性の担保が失われたと見るのが正しいと思われる。長良川河口堰の反省にもとづいた河川技術者の合意形成の試みが、それを支持した幹部の退職によって担保を失ったとも考えられるし、地元首長の要望に基づいて推進されてきた公共事業を整理するには第三者機関による判断を必要としたが、その機関が「脱ダム宣言」したり、委員から「脱ダム派」知事が登場したりというのは、「想定外」だったとも考えられる。

(5) 三番瀬再生計画検討会議（三番瀬円卓会議）

三番瀬再生計画検討会議（三番瀬円卓会議）を、公共事業をめぐる合意形成に含めるのは適切ではない。しかし、千葉県企業庁による埋め立て事業を中止して、自然再生に転換したため、第二湾岸道路計画をはじめ計画中の公共事業との整合性が問題となり、会議の場でも大きな論点となった。そこで、事例の最後として、この会議を合意形成の場のひとつとして検討してみたい。

東京湾には13,600 haの干潟があったといわれるが、1960～70年代に埋め立てがすすみ、1980年代の初めには富津～観音崎以北の東京湾内湾面積の20%、海岸線の90%が失われた。三番瀬は、千葉県浦安市、市川市、船橋市の埋立地に囲まれた約1,800 haの浅瀬であり、干潮時には数カ所が干出する。かつては、海岸線から4 kmまで広がる遠浅の干潟の一部であったが、地下水の汲み上げによる地盤沈下によって、現在は住宅地、港湾、工場などに囲まれた浅海となっている（三番瀬再生計画検討会議2004b）。

1963年、千葉県企業庁は都市住宅整備、廃棄物処理場、港湾整備を目的として、江戸川河口の干潟・浅瀬を埋め立てる市川Ⅱ期埋立計画、京葉港Ⅱ期埋立計画を策定し、1968年から着工した。しかし1973年には環境悪化と埋め立て反対の市民運動の高まりを受け、1,100 haが着工見送りとなり、さらにオイルショックによって計画は凍結された（日本自然保護協会2002）。

1983年になると一時凍結された市川Ⅱ期埋立計画、京葉港Ⅱ期埋立計画が再び動き出し、千葉県企業庁は三番瀬の約740 haを埋め立てる計画を発表した。これに対して千葉県内の自然保護団体ばかりでなく日本自然保護協会など全国団体からも反対の声があがった。1992年沼田知事は、千葉県環境会議を設置して三番瀬埋め立て問題を審議した（日本自然保護協会2002）。1995年千葉県環境会議は、三番瀬の生態系の補足調査の実施、個々の土地利用の必要性の再検討、環境分野の有識者を含む専門委員会の設置を求めた。1998年補足調査結果が報告書としてまとめられ、三番瀬

の浄化能力は13万人分の下水処理場に匹敵することが明らかとなった（千葉県1998）。

1999年千葉県は、埋め立て面積を当初の740haから101haに縮小する見直し案を発表した。しかし、これに対しては千葉県内の団体ばかりでなく、日本自然保護協会、日本野鳥の会、WWFジャパンなどの全国団体も反対を表明し、埋め立ての抜本的見直しを求めた（日本自然保護協会2002）。2001年に三番瀬埋め立て計画の白紙撤回を公約とした堂本暁子氏が県知事に就任すると、101haの埋め立て計画も行わないことを決定し、市民参加による三番瀬再生計画の策定が開始された。

2001年9月堂本知事は三番瀬シンポジウムを開催し、県民から「三番瀬は埋め立てるべきではなく、市民参加で自然再生を図るべきである」という意見を得て、県議会で改めて埋め立て計画の中止を表明した。11月には、三番瀬再生計画検討会議準備会を開催し、開催方法を検討した。それに基づいて、2002年1月に三番瀬再生計画検討会議（三番瀬円卓会議）が設置され、2004年1月に三番瀬再生計画案（三番瀬再生計画検討会議2004a）を提出して解散した。

三番瀬円卓会議は、三番瀬再生計画を検討し、知事に提案することを目的として設置された。委員⁹⁾は、学識経験者9名、地元住民代表（自治会）3名、漁業関係者4名、産業界関係者1名、環境保護団体4名、公募県民3名、計24名で構成され、国、県、地元市はオブザーバーとして参加した。途中で交代した委員や小委員会の委員を含めると、計50人が参加し、円卓会議22回、専門家会議11回、海域小委員会21回、護岸・陸域小委員会18回、再生制度検討小委員会7回、さらにワーキンググループを合わせると、計132回の公開の会議によって再生計画を作り上げた（千葉県2004）。

三番瀬円卓会議における合意形成の場のあり方については、さまざまな評価が行われている（三上2004、高橋2006）。プラスの評価としては、①公開の場で議論が行われ、傍聴者も発言を認められたこと、②議事録や配布資料もインターネット

を通じて公開されたこと、③環境団体委員は関係団体の話し合いで決められ、県民からの委員公募が行われたこと、④一般県民からの委員と専門家会議委員とが協力して会議を運営したこと、⑤委員が再生計画案を分担執筆するなど主体的にかかわったこと、などがあげられる。

マイナスの評価としては、①委員の間で三番瀬の再生に関する共通認識ができる前に、護岸・青潮対策といった対立意見の多い議論を緊急課題として優先したため、会議全体の議論が対立的になったこと、②第二湾岸道路、転業資金問題など埋め立て中止に伴う重要課題を議論の対象外としたが、その間に政治的な解決ができなかったため、県に対する不信が払拭できず、環境団体委員や漁業団体委員の対立を解決できなかったこと、③2年間という限られた時間のうち、前半を対立意見の多い議論に費やし、後半は報告書のまとめに入ったため、問題解決のための徹底した話し合いが不十分であったこと、④2日目は、円卓会議、小委員会、ワーキンググループなどが重なると週3回もの会議となり、委員にとっても傍聴者にとっても負担が大きかったこと、⑤埋め立て中止に伴う重要課題への疑心暗鬼から、利害関係委員が必要以上に防衛的になり、三番瀬再生にむけて積極的な合意が形成できなかったこと、などがあげられる。

2. 公共事業をめぐる合意形成の場の成立要件

5つの事例から、公共事業をめぐる合意形成の場の成立要件を整理してみる（表1）。千歳川流域治水対策検討会議以後の事例から、合意形成の場を成立させるために有効であったことを検討すると、以下の5つがあげられる。

(1) 準備段階で、会議の目標、委員構成、ルール等を明確にすること

会議の準備段階で、合意形成の場について明確なビジョンを持った人々による準備会合を開き、会議の目的と役割、目標と成果、委員構成と選出方法、議長の選出方法、議決の方法、事務局と運営会議、会議の告知と公開、配布資料・議事録の

表1 公共事業をめぐる合意形成の場の事例

	長良川河口堰 円卓会議	千歳川流域治水対 策検討委員会	愛知万博検討会議 (海上地区を中心 として)	淀川水系流域委員 会	三番瀬再生計画検 討会議(円卓会議)
設置期間	1995年3月～5月	1997年～1999年	2000年5月～12月	①2001年～2003年 ②2003年～2005年 ③2005年～2007年	2002年～2004年
設置者 (設置根拠)	建設省(建設大臣 と自然保護団体の 協議の結果)	北海道(知事の諮 問機関)	2005年日本国際博 覧会協会(自然保 護団体との協議の 結果)	国土交通省近畿地 方整備局(河川法 第16条2第3項)	千葉県(知事の諮 問機関)
議長	学識経験者3名が 交代	山田家正(小樽商 科大学学長)	谷岡郁子(中京女 子大学学長)	①芦田和男(京都 大学名誉教授)	岡島成行(大妻女 子大学教授)
委員	建設省, 水資源開 発公団, 自然保護 団体, 研究者など 随時	委員会 学識経験 者7名, 拡大委員 会 自然保護団体・ 利害関係者9名	事業者関係, 地元 関係者, 自然保護 団体, 学識経験者 など28名	学識経験者, 流域 住民など22名(部 会委員を含め53 名)	地元関係者, 漁業 団体, 産業界, 自 然保護団体など 24名(のべ50名)
事務局	建設省	北海道	2005年日本国際 博覧会協会	民間企業に委託	千葉県
合意形成	合意にいたらず	放水路を含めない 総合治水対策を答 申	海上の森への影響 を最小化する会場 計画等をまとめる	ダムは原則として 建設しないとする 提言をまとめる	三番瀬再生計画案 を答申
事業計画 への反映	建設大臣は長良川 河口堰の運用を決 定	千歳川流域治水対 策全体計画検討委 員会にひきつがれ る	海上の森地区に関 してはおおむね合 意に沿って実施さ れた	1ダムは継続合意, 2ダムは中止, 2 ダムは縮小し継続 された	三番瀬再生会議に ひきつがれ, 基本 計画, 実施計画を 策定

公開、傍聴者からの意見聴取、一般市民の意見反映などに関するルール等について話し合い、決定事項を事前に明確にすることが必要である。淀川水系流域委員会や三番瀬円卓会議では、準備会合が公開で行われ、事前にルールが明確にされていた。

(2) 会議の目的と役割に合った委員で構成すること

合意形成の場は、利害関係者がすべて出席するものであることが望ましいが、利害関係者のみでは互いに主張を譲らず合意に至ることは難しい。学識経験者の委員が、中立な聞き役として、科学的アドバイザーとして、積極的な役割を果たすことが望まれる。千歳川流域治水対策検討会議では、学識経験者が中立で公正な聞き役に徹したことで、利害関係者の信頼を得ることができて、円卓会議

方式に移行することができた。淀川水系流域委員会や三番瀬円卓会議では、学識経験者が「行政語」と「専門語」と「市民語」の通訳として、科学的なアドバイスや議論の方向性のナビゲーターの役割を果たすと同時に、報告書を市民と一緒に執筆する役割を果たした。

委員の総数は20名程度までであることが望ましい(原科・村山2005)といわれる。利害関係者が多い場合は、利害グループごとに事前会合を開いて、代表を互選するなどの方法がとられることが望ましい。愛知万博検討会議や三番瀬円卓会議では、環境保護団体の代表を互選によって選ぶ方法がとられた。利害関係者委員は、必ずしも組織の代表にこだわる必要はない。むしろ組織代表は、立場上、組織の利益を保護しなくてはならないため、合意形成の会議では厳しい立場に立たされる場合もある。合意形成の会議である以上、ど

の組織も100%満足できる結果はありえないという前提を理解したうえで、柔軟な議論ができる委員を選出すべきであろう。

また、公共事業は広く国民の税金によって賄われ、また国債や公共料金という形で将来の世代に負担を負わせるものである性格上、公募の市民、とくに若い世代の参加を求めることが望ましい。三番瀬円卓会議では、大学生の委員がコーディネーターや報告書執筆など大きな役割を果たした。

(3) 会議ならびに資料・議事録のすべてを公開すること

会議の公開、配布資料や議事録の公開は、公共事業をめぐる合意形成の場である以上、当然のことであろう。会議を公開することによって、委員の発言に緊張感が生まれ、議論が活発になる反面、利害関係団体を代表する委員は、立場上組織の利益を保護する意見を言い続けざるを得なくなり、合意形成が難しくなるという側面もある。これに対しては、愛知万博検討会議で行われたオープンカフェのような、非公式なワークショップの開催などで合意できる案を模索するなどの方法が考えられるが、一方で非公式な会合において妥協が行われることへの批判も出てくる。

会議資料ならびに議事録は、会議の傍聴に行けなかった人のために、インターネットなどを通じて閲覧できるようにすべきであろう。愛知万博検討会議は、リアルタイムでインターネット中継され、録画はケーブルテレビを通じて放送された。淀川水系流域委員会も三番瀬円卓会議もすべての議事録がインターネットで閲覧できる。一方、インターネットにアクセスできない人のために、ニュースレター等で公開することも必要である。淀川水系流域委員会では、2001年から2006年までの5年間で、約170号のニュースレターが発行された。

(4) 傍聴者の発言機会、一般住民の意見反映

合意形成の場は、20数名の代表者会合的な性格を持っているため、委員構成の際に可能な限り多くの関係団体から代表を選んだとしても、すべての住民意見を反映すること不可能である。これ

を補うためには、会議傍聴者の発言機会を認めること、委員以外の一般住民の意見を反映する別の機会を設けることが必要である。

三番瀬円卓会議でも、会議傍聴者の発言の機会が認められ、また報告書案のドラフト段階で、関係市町村において、県が主催し、委員が説明者として出席する県民説明会が開かれ意見聴取の機会が設けられた。しかし、流域住民からの意見聴取に最も重点を置いたのは、淀川水系流域委員会であろう。淀川部会・現地対話集会（2002年8月～9月）、琵琶湖部会・これからの琵琶湖と川とダムを考える若者討論会（2003年5月～8月）をはじめ50回の現地説明会、35回の現地討論集會が行われた。現地討論集會では、河川管理者や流域委員会委員とは別に、住民からの意見を引き出す能力をもったファシリテーターが委嘱され、円卓会議方式、グループ討論方式、ワークショップ方式など、いくつかの方法が試みられた。

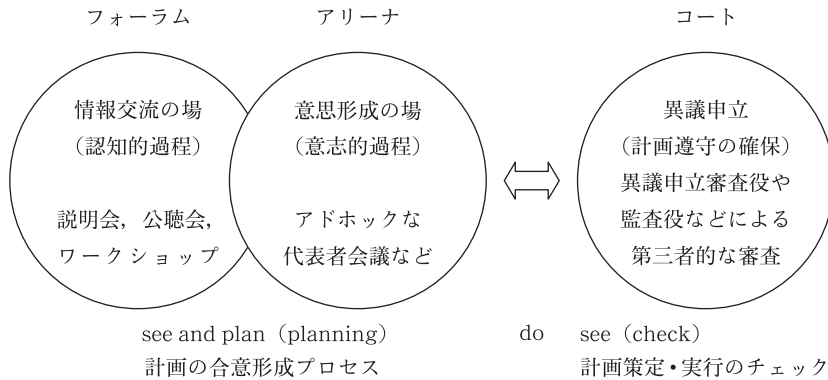
市民参加の合意形成には、住民の意見を自由に出し合うフォーラムと代表者によって合意形成を行うアリーナの2つの形式があり（図1）、相互に補完的な関係にある（原科2005）。この2つの会合をどのように組み合わせて行うのが効果的かを、実践の中で検証してゆく必要があるだろう。

(5) 事務局運営と委員の協力関係

このような会議の準備とまとめにあたる事務局の存在が非常に重要となる。多くの場合、事業を担当する行政に事務局を置くことになるが、場合によっては事務局機能のうち庶務機能を外部に委託するという方法もとられる。

愛知万博検討会議では、2005年日本国際博覧会協会に事務局が置かれ、総務グループ・環境グループなどの職員が会議の準備にあたった。三番瀬円卓会議では、企画部の中に三番瀬プロジェクトチームが設置され、環境、農水、土木などさまざまな部局からの横断的な組織によって、会議が運営された。ユニークなのは、淀川水系流域委員会であり、庶務機能をコンサルタントに委託することによって、膨大な会議運営を行った。

このような合意形成の場においては、担当する



(出所：原科幸彦編著、市民参加と合意形成－都市と環境の計画づくり、学芸出版社)

図1 計画策定と実行における参加の場

職員もはじめての試みをするようになるため、会議の運営や報告書の作成を事務局にまかせる従来型の運営では会議が成立しない。会議の運営委員会、住民意見反映のための準備会合、報告書の編集委員会などに、委員が積極的に関与することで、よりよい結果を得ることができる。三番瀬円卓会議では、学識経験者委員が会議の運営や報告書の編集に協力するとともに、公募市民委員も分科会のコーディネーターや報告書の分担執筆を行うことで、委員と事務局の信頼関係が醸成された。

3. 公共事業に関する合意の事業計画への反映

(1) 合意の実効性の担保

公共事業をめぐる合意形成の場の成立要件には、もうひとつ重要なポイントがある。それは、会議の場において出された合意が、本当に事業計画に反映されることが担保されていることである。長良川河口堰円卓会議は、そのような担保はまったくなかった。千歳川流域治水対策検討委員会でも、放水路によらない治水対策が検討される担保がなかったために、最初は自然保護団体が円卓会議形式のテーブルに乗ることを拒否した。

5つの事例のうちでは、愛知万博検討会議ではじめて、検討結果を事業計画に反映させるという担保がなされた。これは、自然保護団体との十分な協議がなければ、BIEに万博計画を登録できないという外圧によってもたらされたものであった。

そのためこの担保の有効期間は、2000年12月のBIEへの登録までであり、翌年には堺屋太一氏が博覧会協会の最高顧問に就任し、検討会議の合意事項である目標入場者数や会場計画を根本からひっくりかえす案を出すという事件が発生した⁽¹⁰⁾。

淀川水系流域委員会も、当初は事業計画へ反映の担保に疑問を呈されたが、河川調査官が、「河川整備計画に書き込まれない事業は実施しない、それまで新たな段階には移らない」と説明して信頼を得た。流域委員会は、河川法によって担保されているため、会議の合意事項は河川整備計画に反映されるのが当然のように思える。しかし実際には、2005年7月に国土交通省が流域委員会への報告なしにダムに関する方針を発表し、2006年10月には流域委員会の中止を発表した。ダム事業に関しては、法的な根拠をもった流域委員会の合意さえ、整備計画に反映される保証はないのが現実である。

三番瀬円卓会議は、堂本知事の諮問機関であるため、県知事は会議の合意を尊重することになっているが、県議会の支持がなければ合意が実施に移せないという側面を持っている。そこで三番瀬円卓会議は、三番瀬再生計画案において三番瀬再生条例の制定とその条例要綱案を示したが、県議会の三番瀬問題特別委員会は、2006年10月に漁業者の転業準備資金問題の解決や第二湾岸道路建設問題を優先し、ラムサール条約登録や条例制定は優先順位が低いとするまとめを発表している。

このように、住民参加の合意形成の場が設定されても、その結論が事業計画に反映されるという保証はなく、それが一部でも実現しているのは、合意形成の場を設定した行政担当者の熱意に支えられたものであるというのが現状である。原科(2005)は、合意形成の場として、広く意見を聞くフォーラム、代表者によるアリーナのほかに、第三者による計画遵守の異議申し立て機関としてのコート(審査チェック機関)が必要である(図1)としているが、これに該当する組織は日本には存在しない。

(2) 合意形成の場になじむ計画と なじまない計画

5つの事例を時系列で見ると、長良川河口堰円卓会議のようにすでに完成してしまってから会議を開いた場合には、運用しないという選択肢を選ぶことが非常に困難であるが、千歳川放水路のように計画段階で未着工の事業は、計画を柔軟に見直すことは不可能ではない。円卓会議という場に持ち込まれる計画は、合意形成の場になじむかなじまないかという判断をしたうえで持ち込まれたわけではなく、事業者にも反対派にもぎりぎりの状況になって持ち込まれるという場合が多いが、できる限り、計画変更の自由度がある計画段階に合意形成の場にかけるべきであろう。

用地取得や補償金の支払いなどを含め、一定程度事業が進行してしまった計画については、合意形成の場で話し合ったとしても、利害関係者が一歩も譲ることなく、合意にいたることは難しい。愛知万博検討会議の例をとってみても、海上の森には愛知万博のほかに新住宅市街地開発事業と都市計画道路が計画されており、すでに環境アセスメントの評価書段階まで進んでいた。そこで自然保護団体は、住宅開発と道路建設に関しては、知事が政治判断として中止することを求め、愛知万博計画のみを合意形成の場にかけたのである。三番瀬円卓会議においても、埋め立て中止に伴って課題として残された第二湾岸道路計画や下水終末処理場計画を議題とすべきという議論が出たが、第2回円卓会議において、大槻副知事が、第二湾

岸道路、下水終末処理場、転業資金問題など埋め立て中止に伴う課題は、円卓会議では議題とせず、県の責任で解決する方針を示した(千葉県2004)。この2つの事例からいえることは、公共事業の見直し等を合意形成の場にかける場合、政治家が責任をもって解決しなければならない課題と、住民参加によって議論する余地のある課題を区別して、後者の話題にしぼって時間を区切って議論したことが合意形成につながったといえるのではないだろうか。

淀川水系流域委員会は、すでに着工中のダムも一時中断して合意形成の場にかけたという点で、画期的な合意形成の場であった。それが成立するには、事業者側が話し合いによってダムが中止となっても、その結論を受け入れるという確固たる覚悟がないとできない。2005年7月の国土交通省の発表が端的に示しているように、余野川ダムと大戸川ダムは中止でもよいが、川上ダムと丹生ダムはなんとしても続けたいという中途半端な覚悟が、2006年7月の嘉田知事誕生につながり、さらに2006年10月の流域委員会の中止という、自らのこれまでの努力を否定するような事態につながっていったように思える。

おわりに — 今後の課題 —

公共事業をめぐる合意形成の場に参加した経験をもとに、いくつかの事例を挙げて、合意形成の場の成立要件や合意の実効性担保について検討してみた。その結果、公共事業をめぐる合意形成を推進するため、いくつかの課題が整理される。

1つは、合意形成の場に関して、行政も住民もまだまだ経験不足であり、実践から経験知を積み重ねてゆく必要があるということである。とくに行政は、公共事業の実施にあたっては、計画の早期に住民合意を形成することが重要であり、後になってから計画変更するよりもずっと合理的であることを認識すべきである。

2つは、合意形成の場の運営を担うNPOやコーディネーターの必要性である。合意形成の場の運営には膨大なエネルギーが必要とされるため、現

在のように行政が学習している段階では行政が事務局を担うことは意味があるが、構想・計画段階で多くの合意形成の場が開かれるようになると、場の運営を担う民間団体に庶務を委託するというのが合理的である。現在はこれを担えるようなNPOが少ないため、コンサルタント会社が受託しているが、今後は合意形成の場の運営経験をもったNPOが増えることが望ましい。また住民参加討論会などのいわゆるフォーラムも、行政や学識経験者が進行しているのが現状だが、社会学部の卒業生などの中から、人の意見を引き出すことを仕事とするプロのコーディネーターが育つことが期待される。

3つは、公共事業にともなう合意形成のプロセスを試行的な段階から制度的な段階に移すべきであるということである。すでに国土交通省は2003年に6ページほどの公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン(案)を発表しているが、このような文書をマニュアルではなく応用可能なガイドラインとして充実させ、すべての行政機関が、構想段階、計画段階における戦略的アセスメントを実施することが、早期の合意形成につながるものと思われる。

《注》

- (1) 筆者は愛知万博検討会議、淀川水系流域委員会、三番瀬再生計画検討委員会に委員として参画し、千歳川流域治水対策検討委員会には参考人として意見を述べた。
- (2) 座長は、西條八東(名古屋大学名誉教授)、椎貝博美(筑波大学教授)、和田吉弘(中部学院大学短大副学長)。
- (3) 委員長は山田家正(小樽商科大学学長)。委員は西山恒夫(北海道東海大学学長)、板倉忠興(北海道大学教授)、内田和夫(北海道大学教授)、辻井達一(北星大学教授)、出村克彦(北海道大学教授)、藤間聡(室蘭工業大学教授)。
- (4) 委員長は谷岡郁子(中京女子大学学長)、副委員長は森島昭夫(名古屋大学名誉教授)、有識者委員に糸魚川淳二(名古屋大学名誉教授)、島津康男(名古屋大学名誉教授)、林進(岐阜大学教授)、鷺谷いづみ(東京大学教授)、博覧会協会企画運営委員として隈研吾(会場計画PT)、武内和彦(環境PT)、荻原喜之(環境PT)、森川高行(観客輸送PT)、地元関係委員として伊藤保徳(未来創造21せと市民の会)、井戸田幸子(日本EVクラブ愛知)、木村光伸(2005年日本国際博覧会推進瀬戸地区協議会)、国分孝雄(EXPO2005地球市民の会)、戸田敏行(夢倶楽部)、藤原歳久(エキスポグローバルネットワーク)、前田裕子(万博とくらしを考える長久手市民の会)、山田治義(山口地区まちづくり協議会)、山本和甫(長久手町商工会)、自然保護団体委員として上杉毅(海上の森世界遺産登録推進協議会)、宇佐見大司(愛知万博の環境アセスメントに意見する市民の会)、加藤徳太郎(海上の森を守る会)、草刈秀紀(WWFジャパン)、古南幸弘(日本野鳥の会)、高垣英明(日本野鳥の会愛知県支部)、辻淳夫(藤前干潟を守る会)、森山昭雄(国営海上の森里山公園構想をすすめる連絡会)、吉田正人(日本自然保護協会)。
- (5) 6者協議の合意事項は、「①会議の名称を『愛知万博検討会議(海上地区を中心として)』とし市民参加による合意形成を図る、②委員は地元関係者、自然保護団体、有識者のバランスに配慮し愛知万博のあり方について明確なビジョンを持った人を選ぶ、博覧会協会が事務局を務める、③会議の場を万博のプロセスに位置づけ段階的に合意形成を図る、④第一段階の議論の重点は海上地区会場計画におくが、議論の範囲は青少年公園会場や博覧会の内容、海上の森の保全・活用にも及ぶものとする、⑤会議の場において情報共有を図りつつ複数案について比較検討を行う、⑥会議の場および配布資料は公開とする、その他広く意見を聞くなどコンセンサスの形成を図る、⑦早期の登録をめざしつつ徹底的な議論を行う」の7項目であり、「合意事項の実施にあたって地元の理解を得よう周知に努めるものとする」と取り決められた。
- (6) 議長に芦田和男(京大名誉教授・河川環境管理財団研究顧問)、委員に川那部浩哉(京大名誉教授・琵琶湖博物館館長)、寺田武彦(弁護士)、米山俊直(京大名誉教授・大手前大学学長)。
- (7) 第1期の庶務は三菱総研、第2期はみずほ情報総研、第3期は日本能率協会が担当した。
- (8) 第3期淀川水系流域委員会(2005年2月~2006年1月)は28名の委員から構成され、委員長は寺田武彦(弁護士)、副委員長は今本博健(京大名誉教授)、三田村緒佐武(滋賀県立大学教授)。同委員会(2006年2月~2007年1月)は25名の委員から構成され、委員長は今本博健、副委員長は角野康郎(神戸大学教授)、三田村緒佐武である。
- (9) 2002度の委員は、会長岡島成行(大妻女子大学教授)、副会長大西隆(東京大学教授)、学識経験者=磯部雅彦(東京大学教授)、尾崎清明(山階鳥類研究所標識研究室長)、倉阪秀史(千葉大

学助教授), 佐々木克之 (水産総合研究センター研究室長), 風呂田利夫 (東邦大学教授), 細川恭史 (国土技術政策総合研究所部長), 望月賢二 (千葉県立中央博物館副館長), 地元住民=歌代素克 (市川市南行徳地区自治会連合会会長), 鈴木英司 (船橋市自治会連合協議会副会長), 岡本孝夫 (浦安市自治会連合会会長), 産業界=佐藤フジエ (市川商工会議所会頭), 漁業関係者=安室宏 (千葉県漁業協同組合連合会会長), 落合一郎 (市川市行徳漁業協同組合組合長), 石井強 (南行徳漁業協同組合会計理事), 滝口嘉一 (船橋市漁業協同組合組合長), 環境保護団体=大野一敏 (バイプランアソシエーターズ理事長), 大浜清 (千葉の干潟を守る会代表), 小笠尾精一 (三番瀬研究会代表), 吉田正人 (日本自然保護協会常務理事), 公募委員=千葉元 (会社員), 松岡好美 (大学生), 米谷徳子 (主婦), 2003年度からの委員は, 蓮尾純子 (日本野鳥の会評議員), 田中勝久 (水産総合研究センター主任研究員), 清野聡子 (東京大学助手), 本木次男 (船橋市自治会連合協議会副会長), 田中勝 (千葉県漁業協同組合連合会常務理事), 佐野郷美 (市川緑の市民フォーラム事務局長)。

- (10) 堺屋太一氏の愛知万博計画は, 豊田市の土砂採取場を会場として利用するというものであったが, オオタカの生息と用地取得の困難さから, 自然保護団体, 愛知県等の反対で頓挫し, 堺屋氏は最高顧問を辞任した。

引用文献

- 千葉県 (1998) 市川二期地区, 京葉港二期地区計画に係る環境の現況
- 千葉県 (2004) 三番瀬円卓会議のあゆみ, 千葉県
- 原科幸彦 (2005) 公共計画における参加の課題, 市民参加と合意形成 — 都市と環境の計画づくり, 学芸出版社
- 原科幸彦・村山武彦 (2005) アドホックな代表者による合意形成の枠組み, 市民参加と合意形成 — 都市と環境の計画づくり, 学芸出版社
- 角 一典 (2002) 千歳川流域治水対策の政策過程 — アリーナに注目して, 第 75 回日本社会学会大会報告
- 三上直之 (2004) 市民が検証する参加型会議 — 三番瀬「評価ワークショップ」の実践報告, 公共研究 Vol.1-1, 千葉大学公共研究センター.
- 永安顕子 (2005) 検討会議のエスノグラフィー, 市民参加型社会とは — 愛知万博計画過程と公共圏の再創造 (町村敬志・吉見俊哉編著) pp. 229-251, 有斐閣
- 日本自然保護協会 (2002) 自然保護 NGO 半世紀のあゆみ — 日本自然保護協会 50 周年誌
- 三番瀬再生計画検討会議 (2004a) 三番瀬再生計画案, 千葉県
- 三番瀬再生計画検討会議 (2004b) 三番瀬の変遷, 千葉県
- 高橋猛生 (2006) 専門知と現場知の融合による価値創造的アリーナが果たす役割とは何か — 三番瀬再生計画を事例に合意形成のあり方を探る, 法政大学大学院政策科学専攻委員会編「政策科学論集」3: 75-93
- 谷岡郁子 (2005) 三步進んで二歩さがった市民参加, 市民参加型社会とは — 愛知万博計画過程と公共圏の再創造 (町村敬志・吉見俊哉編著) pp. 211-228, 有斐閣
- 淀川水系流域委員会 (2003) 新たな河川整備をめざして — 淀川水系流域委員会提言
- 吉田正人 (2005a) 環境 NGO が開いた市民参加会議への道, 市民参加型社会とは — 愛知万博計画過程と公共圏の再創造 (町村敬志・吉見俊哉編著) pp. 187-194, 有斐閣
- 吉田正人 (2005b) 海はだれのものか? — 海辺の喪失と再生, 江戸川大学紀要「情報と社会」15: 125-135